

第 32 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 38 号

訴えの提起について

港湾施設の使用に係る電気料金及び施設管理費の支払請求について、次のように訴えを提起することとする。

令和5年2月3日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 当事者

原告 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県

上記代表者 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

被告 熊本市西区新港一丁目2番

株式会社ホーリーシェフ

上記代表者 代表取締役 中 村 元 一 郎

2 事件名 熊本県電気料金及び施設管理費支払請求事件

3 事件の内容

被告は、港湾施設の使用許可に付された条件である電気料金及び施設管理費の支払について、原告の請求に応じないため、当該電気料金及び施設管理費の未払分の支払を求めるものである。

4 請求の趣旨

(1) 被告は、港湾施設の使用に係る電気料金及び施設管理費の未払分を一括して支払え。

(2) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴え遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。